

# 一般社団法人青森県臨床工学技士会 規程集

一般社団法人青森県臨床工学技士会 理事会

2023年4月1日作成

## 目次

入会手続規程	2
会員情報変更手続規程	3
慶弔見舞規程	4
一慶弔見舞金申請書	
講師料、セミナー運営スタッフに関する規程	6
共催・後援・協賛・広報に関する規程	8
一 共催等申込書	
個人情報保護方針	12
一 個人情報提供停止申請書	
一 個人情報提供再開申請書	

## 入会手続規程

一般社団法人青森県臨床工学技士会（以下当会）の入会手続について以下に定める。

1. 入会希望者は当会ホームページ「入会・変更・退会」の記載を確認し、日本臨床工学技士会と当会どちらも入会を希望する場合は「公益社団法人日本臨床工学技士会入会申込書」、当会のみ入会を希望する場合は「一般社団法人青森県臨床工学技士会入会申込書」に必要事項を記載し、当会事務局に郵送またはメール添付にて届け出を行う。
2. 入会を希望する賛助会員は「一般社団法人青森県臨床工学技士会 賛助会員申込書」に記載のうえ、当会事務局に郵送またはメール添付にて届け出を行う。
3. 当会事務局より案内された振り込み期日までに年会費を振り込む。
4. 定款第7条に沿って新規入会会員の登録を理事会で承認する。
5. 事務局から入会手続き完了通知が郵送またはメールにて案内される。

令和5年5月28日 施行

## 会員情報変更手続規程

一般社団法人青森県臨床工学技士会（以下当会）の会員情報変更手続について以下に定める。

1. 会員情報変更希望者は当会ホームページ「入会・変更・退会」の「一般社団法人青森県臨床工学技士会 会員情報変更届」に必要事項を記載し、当会事務局に郵送またはメール添付にて届け出を行う。
2. 当会事務局より、会員情報変更通知書を郵送またはメールにて案内する。

令和5年5月28日 施行

## 慶弔見舞規程

一般社団法人青森県臨床工学技士会（以下当会）の慶弔見舞規程について以下に定める。

1. 定款細則第 6 章の対象となる場合は、当会ホームページ「入会・変更・退会」の「一般社団法人青森県臨床工学技士会 慶弔見舞申請書」に必要事項を記載し、当会事務局に郵送またはメール添付にて届け出を行う。
2. 当会事務局にて、定款細則第 6 章に沿って対応する。なお、見舞金に関しては入院期間または自宅療養期間を証明できる書類を添付すること。

令和 5 年 5 月 28 日 施行

一般社団法人青森県臨床工学技士会 慶弔見舞申請書

西暦20 年 月 日 届出

フリガナ	
氏名	
勤務先	
連絡先 (電話・メール等)	

該当するものに○をして必要事項を記載してください。

見舞金	入院期間： 年 月 日から 年 月 日まで 自宅療養： 年 月 日から 年 月 日まで <u>※期間を証明できる書類を添付してください</u>
	振込先情報記載用紙案内先 (郵送を希望の場合) 〒  (メールを希望の場合) メールアドレス：
結婚	挙式日： 年 月 日  挙式場所：
死亡	通夜： 年 月 日  斎場：

\*該当項目を記載の上、事務局まで郵送またはメール添付で申請してください。

-----以下事務処理欄のため記載しないでください-----

処理	承認	受付
年 月 日	年 月 日	年 月 日
会計記入欄	会長記入欄	事務局長記入欄

## 講師料、セミナー運営スタッフに関する規程

1. 定款細則4-5に学術講演会等で講師や司会を依頼した場合は、40,000円を上限として講師料を支給すると記載があるが、上限のみの記載のため講師・司会の講師料内訳を以下に定める。

講師	医師	コメディカル	企業	技士会会員
1時間未満	30,000円	20,000円	10,000円	10,000円
1時間以上	40,000円	30,000円	20,000円	20,000円

上記以外を支払う場合は会長判断

司会・座長	医師	コメディカル	企業	技士会会員
一律	30,000円	20,000円	10,000円	5,000円

司会・座長は1日分(4時間以上)のセミナーでの座長を想定。

1セッションごとや1時間程度のセミナーの座長・司会は1/2の金額とする。

ただし、技士会会員は日当以下の金額となるため、日当を支払う。

上記以外を支払う場合は会長判断

2. セミナー運営スタッフは定款細則にしたがい、日当を支払う。

スタッフ日当	
一律	3,000円

スタッフに対しては日当に加えJR運賃を基準とした交通費を支給する。

3. 定款細則4-6に学術講演会等の講師や司会の交通費、宿泊費は講師料と別に支給すると記載があるため、交通費、宿泊費は別途支給とする。

支給要件は以下の通りとする。

### (1) 交通費の算定

ア 交通費は、公共交通機関を利用した場合の運賃を基本として算定する。

### (2) 交通・宿泊手配の原則

ア 移動手段および宿泊については、原則として講師自身による手配とする。

イ ただし、新幹線のグリーン車利用や宿泊施設のグレードアップ等については、実費精算とする。

### (3) 移動方法の事前確認

ア 講師には、想定している移動方法を事前に報告してもらい、常識の範囲内であることを確認する。

イ 同一条件において旅行パックや、より安価な移動手段がある場合には、それらを勧めることができる。

(4) 支給方法および精算

- ア 交通費および宿泊費の支給は、講師からの領収書の提出をもって支給額を確定する。
- イ 支払いは、セミナー終了後に講師料と併せて、指定口座への振込により行う。

(5) 自家用車での移動

- ア 自家用車での移動は、講師の都合や講演時間の関係上やむを得ない場合、または講師から希望があった場合に限り認めるものとする。
- イ 交通費の支給額は、最も安価または一般的な公共交通機関を利用した場合の運賃を参考に算定する。
- ウ 移動中の事故等に関する費用や補償について、技士会は一切の責任を負わない。

(6) 宿泊施設の手配依頼があった場合

- ア 講師より宿泊施設の手配依頼があった場合は、原則として会場周辺のホテルを複数提示し、講師自身で宿泊手続きを行うよう依頼する。
- イ 技士会による宿泊施設の確保を依頼された場合には、担当理事および三役において協議の上、宿泊施設を選定し確保する。

(7) 前泊・後泊の取扱い

- ア 講師の居住地や移動条件により、当日の移動では講演開始時間に間に合わない場合は前泊を認めるものとする。
- イ また、講演終了後に帰宅可能な移動手段がない場合には、後泊を認めるものとする。

(8) 県内講師の取扱い

- ア 県内講師については、原則として技士会スタッフと同様の交通費支給基準を適用する。

令和7年12月12日 施行

## 共催・後援・協賛・広報に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、臨床工学技士がかかわる団体が実施する事業を奨励すべき事業として当会が共催、協賛または後援することに関し必要な事項を定めるものとする。

### (共催、協賛または後援の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 共催とは、団体が主催する事業に対して、共催金または労務提供の負担を伴い事業に参加し、主催する団体等との共同により事業を運営するものをいう。
- (2) 協賛とは、団体が主催する事業に対して、原則として協賛金または労務提供の負担を伴い事業の趣旨に賛同し、団体等の事業に協力することをいう。
- (3) 後援とは、団体が主催する事業に対して、事業の趣旨に賛同し、団体等の事業に協力することをいう。この場合、原則として経費等の負担は行わない。
- (4) 広報とは、団体が主催する事業に対して、事業の趣旨に賛同し、当会ホームページや当会メーリングリスト等にて情報を公開することをいう。

### (共催、協賛または後援と広報の名義)

第3条 共催、協賛または後援と広報（以下「後援等」という）について使用を承認する名義は、「一般社団法人青森県臨床工学技士会」とする。

### (対象団体等)

第4条 後援等を承認する団体の主催者は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 国及び地方公共団体並びにこれらに準ずる団体
- (2) 公益法人及びこれに準ずる公共性の強い団体
- (3) 後援等申請書に記載すべき内容が社会通念上明白な団体
- (4) 当会において活動実績等が明白と認める団体

### (共催、協賛または後援と広報の基準)

第5条 後援等を承認する事業は、その目的および内容が臨床工学および医療の発展や市民の健康推進に寄与するもので、次の要件を満たしているものでなければならない。

- (1) 実施の確実性が十分に認められること。
- (2) 特定の会員等を対象とせず、関係者に参加の機会が与えられているもので、かつ参加予定者数が相当程度見込まれるもの。ただし、当該事業が次のいずれかに該当す

る場合はこの限りでない。

ア 公的な団体が実施する事業

イ 当会が必要と認めるテーマに関する講習及び教育活動

ウ その他臨床工学の発展に寄与すると認められる事業

2 前項の規程にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められる事業については、後援等を承認しない。

- (1) 特定の宗教もしくは政治のための活動と認められる事業
- (2) 公序良俗に反するものやその他社会的に非難を受けるおそれがある事業
- (3) 原則として主催者が企業 | 社である事業又は後援等が | 社からなる事業。ただし、認定資格の単位が付与されるなど、会員にとって利益がある事業はその限りでない。
- (4) 営利事業又は営利的意図があると認められる事業。
- (5) 集团的もしくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の利益につながる事業、又は参加者に対して圧迫感を与える事業
- (6) 当会の名誉を毀損する、又は信用を失墜するおそれがあり、当会の運営に支障をきたすおそれがある事業

(申請)

第6条 後援等を受けようとする団体等（以下、「申請団体」という）は、共催等申請書を提出し、その承認を得なければならない。

- (1) 事業の内容がわかるもの書類（開催要項等）
- (2) その他当会が必要と認める書類

2 前項の規程にかかわらず、当会は、後援等申請書に記載すべき内容が社会通念上明白な団体、もしくは当会において活動実績等が明白と認める団体において、その提出を省略させることができる。

3 電子媒体による申請内容の公開については、当会で後援等が認められた団体の事業内容（学会・セミナー・研究会など）をホームページまたはメーリングリストにて公開が認められる。

(承認)

第7条 当会は後援等を承認した場合には、申請者に文書で通知する（電子文書を含む）。

(条件)

第8条 当会は必要があると認めるときは、後援等の承認に際し、条件を付すことができる。

(事業中止等の届出)

第9条 主催者は後援等の承認を受けた後に事業を中止し、又は事業内容等を変更する場合

には、速やかに当会にその旨を届け出なければならない。

(後援等の取消し等)

第 11 条 当会は、後援等の承認後に、第 5 条第 2 項の規程に該当する事実が認められるとき、又はその他不適当な行為があったと認めるときは、後援等を取消すものとする。

2 事業実施後に第 5 条第 2 項の規程に該当したことが認められたとき、又はその他不適当な行為があったと認めるときは、以後その団体に対する後援又は共催を承認しないものとする。

令和 5 年 5 月 28 日 施行

記載日： 年 月 日  
(事務局記載) 受付日： 年 月 日

一般社団法人 青森県臨床工学技士会 会長 様

主催者(会社名)：  
担当者氏名：  
担当者連絡先：(電話)  
(メール)

### 共催等申請書

下記の行事について、青森県臨床工学技士会の共催等について申請します。

申請内容 (○を付けてください)			
共催	協賛	後援	広報
セミナー概要 (事業内容を簡潔に記載してください。ポスター等概要がわかるものでも可)			
実施(予定)日時			
実施(予定)場所			
参加(予定)対象者			
参加(予定)人数			
入場料等の料金			
技士会への希望(会員への周知方法、座長・演者の選定など)			

送付先 〒036-8511 青森県弘前市扇町2丁目2-2

一般社団法人 青森県臨床工学技士会 事務局健生病院 臨床工学科内

E-mail: aorinkou@gmail.com

一般社団法人青森県臨床工学技士会 個人情報提供停止申請書

西暦 20 年 月 日 届出

\*該当項目を記載の上、事務局まで郵送またはメール添付で申請してください。

<申請者記入欄>

本人を証明する書類のコピーも添付してください。

フリガナ	
氏名	
勤務先	
連絡先 (電話・メール等)	

個人情報提供停止を求める関連団体を選択してください。

- 公益社団法人日本臨床工学技士会
- 日本臨床工学技士連盟

(留意事項)

- ・申請書提出後でも事務処理が終了するまでは情報提供が行われます。
- ・申請後は関連団体に登録した情報の変更等是对応できなくなりますので、ご自身での対応をお願いします。

-----以下事務処理欄のため記載しないでください-----

処理	受付
年 月 日	年 月 日
事務局記入欄	事務局記入欄

一般社団法人青森県臨床工学技士会 個人情報提供再開申請書

西暦20 年 月 日 届出

\*該当項目を記載の上、事務局まで郵送またはメール添付で申請してください。

<申請者記入欄>

本人を証明する書類のコピーも添付してください。

フリガナ	
氏名	
勤務先	
連絡先 (電話・メール等)	

個人情報提供を再開する関連団体を選択してください。

- 公益社団法人日本臨床工学技士会
- 日本臨床工学技士連盟

(留意事項)

- ・申請書提出後でも事務処理が終了するまでは情報提供は停止しています。

-----以下事務処理欄のため記載しないでください-----

処理	受付
年 月 日	年 月 日
事務局記入欄	事務局記入欄